

京都市道路附属物自動車駐車場条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成27年3月19日

京都市長 門川大作

京都市規則第81号

京都市道路附属物自動車駐車場条例施行規則の一部を改正する規則

京都市道路附属物自動車駐車場条例施行規則の一部を次のように改正する。

第3条第1項本文中「自動車」の右に「(自転車)を加え、「あつては、自転車」を「限る。)」に、「第7条第6項、第8条第1項、別表第2及び別表第3を除き、以下」を「第4条並びに第7条第1項、第2項及び第7項において」に改める。

第5条中「基づき、」の右に「次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる車両に係る」を加え、「(京都市出町駐車場にあつては、自転車に係るものに限る。)」を削り、同条に次の各号を加える。

- (1) 京都市出町駐車場 自転車
- (2) 京都市御池駐車場 自動二輪車以外の自動車

第6条中「前払式駐車券」の右に「(自動二輪車以外の自動車に係るものに限る。)」を加える。

第7条第6項及び第8条第1項本文中「京都市出町駐車場にあつては、」を削る。

別表第2京都市御池駐車場の項を次のように改める。

京都市御池 駐車場	昼 間	自動二輪車及び原 動機付自転車	1 回	30分までごとに100円。ただし、平日(土曜日を除く。)にあつては、30分までごとに100円を加えた額が500円を超えるときは、500円
		自動二輪車以外の 自動車		30分までごとに250円。ただし、平日にあつては、30分までごとに250円を加えた額が1,500円を超えるときは、1,500円
	夜 間	自動二輪車及び原 動機付自転車		500

	自動二輪車以外の 自動車	1,500
--	-----------------	-------

別表第5を次のように改める。

別表第5（第2条関係）

区分	定期駐車券の種類	駐車料金
京都市 出町駐 車場	自動二輪車に係る定期駐車券	9,000 <sup>円</sup>
	自動二輪車以外の自動車に係る一般定期駐車券	24,000
	一般用自転車定期駐車券	2,700
	学生用自転車定期駐車券	2,500
	障害者等用自転車定期駐車券	2,500
	原動機付自転車定期駐車券	5,500
	自動二輪車以外の自動車に係る昼間定期駐車券	18,000
	自動二輪車以外の自動車に係る夜間定期駐車券	9,000
京都市 御池駐 車場	自動二輪車に係る一般定期駐車券	10,000円。ただし、総排気量が0.125リットル以下の自動二輪車又は定格出力が1キロワット以下の自動二輪車（以下「小型自動二輪車」という。）にあつては、8,500円
	自動二輪車以外の自動車に係る一般定期駐車券	45,000
	原動機付自転車に係る一般定期駐車券	8,500
	自動二輪車以外の自動車に係る昼間定期駐車券	30,000

自動二輪車に係る夜間定期駐車券	5,000円。ただし、小型自動二輪車にあつては、3,500円
自動二輪車以外の自動車に係る夜間定期駐車券	15,000
原動機付自転車に係る夜間定期駐車券	3,500
自動二輪車以外の自動車に係る平日定期駐車券	39,000
自動二輪車以外の自動車に係る平日昼間定期駐車券	24,000
自動二輪車に係る特定平日昼間定期駐車券	7,900円。ただし、小型自動二輪車にあつては、6,400円
原動機付自転車に係る特定平日昼間定期駐車券	6,400
自動二輪車以外の自動車に係る特定平日昼間定期駐車券	20,000

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(建設局自転車政策推進室)